

電 気 供 給 業 を 行 う 法 人 の
法 人 事 業 税 の ガ イ ド ブ ッ ク

令 和 4 年 2 月

島 根 県

目次

1	電気供給業を行う法人の法人事業税の概要	・ ・ ・ ・ ・ P1
2	課税標準の計算方法	
	(1) 課税標準となる収入金額等の計算方法	・ ・ ・ ・ ・ P3
	(2) 電気供給業以外の事業を併せて行う場合	・ ・ ・ ・ ・ P5
	(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所（事業所等） を設けて事業を行う場合	・ ・ ・ ・ ・ P8
	(4) 所得割の計算における繰越欠損金の控除について	・ ・ P10
3	申告書に添付する書類	・ ・ ・ ・ ・ P12
4	よくあるご質問	・ ・ ・ ・ ・ P14
5	参考条文	・ ・ ・ ・ ・ P16
6	電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合の 区分計算様式例	・ ・ ・ ・ ・ P39

この冊子における法令は次の略語を用いています。

法……地方税法

令……地方税法施行令

規則……地方税法施行規則

条例……島根県県税条例

通(県)……地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）
（平成22年4月1日総税都第16号 各都道府県知事宛総務大臣通知）

所得等課税事業……法72の2①一に掲げる事業

収入金額課税事業……法72の2①二に掲げる事業（送配電事業、特定のガス供給業、保険業等）

収入金額等課税事業……法72の2①三に掲げる事業（小売電気事業等・発電事業等）

1 電気供給業を行う法人の法人事業税の概要

電気供給業を行う法人の事業税はその事業区分によって課税方式が異なります。

■令和2年3月31日までに開始する事業年度分（令和2年改正前法72の2、72の12二）

事業の区分	課税方式
電気供給業	収入割

■令和2年4月1日以後に開始する事業年度分（法72の2、法72の12）

事業の区分		課税方式
送配電事業（法72の2①二）		収入割
小売電気事業等・ 発電事業等 （法72の2①三）	資本金の額又は出資金の額が1億円を 超える普通法人（法72の2①三イ） （※1）	収入割
		付加価値割
		資本割
	上記以外の法人（法72の2①三口）	収入割額
		所得割額

（※1）資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるかどうかの判定時期は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告にあっては事業年度開始の日から6月の期間の末日、清算中の法人にあっては解散の日）の現況によります。

電気供給業とは

需要に応じて電気を供給するという事業及びこれらの事業者が電気を供給する事業をいいます。

現に電気を供給しているという実態のある事業をいい、電気事業法に基づく登録や許可等を要する事業であるか否かを問いません。

【法人事業税における電気供給業の範囲】（法72の2①三、法72の48③二、規則3の14、規則6の2）

（1）発電事業

電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいいます。

（2）発電事業に準ずるもの

自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業をいいます。

（3）一般送配電事業

電気事業法第2条第1項第8号に規定する一般送配電事業をいいます。

(4) 送電事業

電気事業法第2条第1項第10号に規定する送電事業をいいます。

(5) 送電事業に準ずるもの

自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業及び送電事業に該当する部分を除く。）をいいます。

(6) 特定送配電事業

電気事業法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業をいいます。

(7) 小売電気事業

電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業をいいます。

(8) 小売電気事業に準ずるもの

他の者の需要に応じ電気を供給する事業をいいます。

ただし、一般送配電事業、特定送配電事業、発電事業及び発電事業に準ずる事業に該当する部分を除きます。

電気供給業以外の事業を併せて行う場合（⇒P5）

原則：区分計算を行い、収入割と所得割（付加価値割、資本割）ごとに申告してください。

例外：従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちを含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

（条例19条2項、通（県）3章4の9の9）

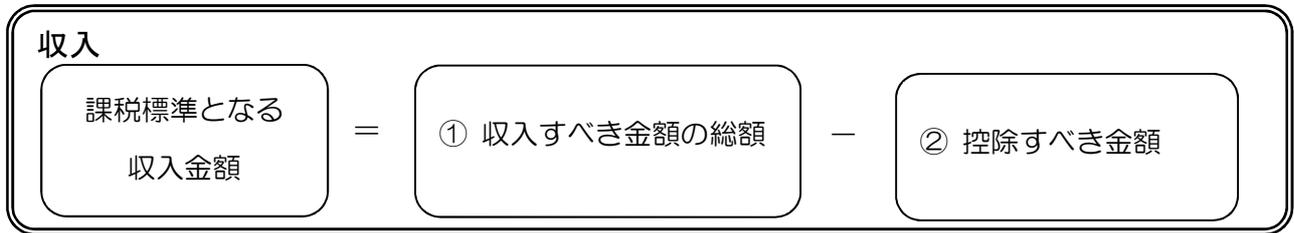
二以上の都道府県に事務所又は事業所（事業所等）を設けて事業を行う場合（⇒P8）

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。

- ◎ 電気供給業・・・9ページをご覧ください。
- ◎ 非製造業・・・事務所等の数と従業者の数
- ◎ 製造業・・・従業者の数

2 課税標準の計算方法

(1) 課税標準となる収入金額等の計算方法



課税標準となる収入金額

原則として電気事業会計規則による収入（電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入）になります。

具体的には、各種電灯料収入、各種電力料収入（新エネルギー等電気相当量を含む）、遅収加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料、受託運転収入、諸工料、供給雑益に係る収入、設備貸付料収入、事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入が含まれます。（通（県）3章4の9の2）

注) 消費税の取扱い

- ・ 料金とあわせて収入する消費税（地方消費税を含む 以下同じ）の金額は、収入金額に含めません。
- ・ 消費税の免税事業者の売上等については、免税事業者が消費税の総額表示義務の対象外となっているため、表示価格全体が消費税の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。
- ・ 消費税の還付金は、費用（消費税）が過大であることから払い戻されたものであり、収入すべき金額には含まれません。なお、還付金に加算される還付加算金については、収入すべき金額に計上したうえで、控除される金額としてください。
- ・ 消費税の申告にあたり、預かった消費税のうち、国に納付することなく自社の収入となった金額（益税）は、収入すべき金額に含まれます。また、控除される金額には該当しないため、収入すべき金額から控除できません。

①収入すべき金額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。（通（県）3章4の9の1）

注1) 貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、貸倒れが生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除してください。（通（県）3章4の9の1）

注2) 自ら電源開発等の事業を行うための建設仮勘定を設け、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額は自家消費に当たるため、収入金額に含めません。（通（県）3章4の9の3）

②控除すべき金額

- ア 国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額（法 72 条の 24 の 2 ①）
- イ 保険金、有価証券の売却収入金額、不用品の売却収入金額、受取利息・受取配当金、需要者等から収納する工事負担金等、電気供給業を行う他の法人から電気の供給を受けて電気を供給する場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第 36 条の賦課金（令 22、通（県） 3 章 4 の 9 の 6）
他の電気事業を行う法人から非化石電源としての価値を有することを証するものとして非化石証書を購入した場合であって、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合に使用した非化石証書の購入の対価として支払うべき金額に相当する金額（令 22、規則 4 の 2 の 2）
- ウ 損害賠償金、投資信託に係る収益分配金、株式手数料、社宅貸付料等（告示 S30 年 29 号、S34 年 46 号、S42 年 55 号、H23 年 379 号）
- エ 廃炉実施認定事業者の収入金額のうち、小売電気事業者又は一般送配電事業者から交付を受ける廃炉等積立金として積み立てる金額に相当する収入金額（法附則 9 ⑩ 令附則 6 の 2 ⑥ 平成 29 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- オ （一社）日本卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、その電気の供給を行う場合に供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額（法附則 9 ⑫、令附則 6 の 2 ⑦ 平成 30 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限り適用）
- カ 特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、総務省令で定める特定取引を行う場合において、相手方から支払いを受けるべき金額に相当する収入金額（法附則 9 ⑬、令附則 6 の 2 ⑧ 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に限り適用）
- キ 一般送配電事業者の収入金額のうち、一般送配電事業者が発電事業者に限り交付する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額（法附則 9 ⑭、令附則 6 の 2 ⑨ 令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までに開始する各事業年度に限り適用）

注）収入金額から控除する金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るもの等を含む）に限られます。地方団体、個人供給業者、自家発電を行う者など収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除対象となりません。（通（県） 3 章 4 の 9 の 6）

なお、他の電気供給業を行う法人から供給を受けた電気を自己で消費した場合には、当該消費に係る電気料金については控除の対象とすることはできません。

所得（小売電気事業等及び発電事業等）

所得割の課税標準となる所得は各事業年度の益金の額（個別帰属益金額）から損金の額（個別帰属損金額）を控除した金額によるものとし、地方税法又は地方税法施行令で特別の定めをする場合を除くほか、法人税の課税標準である所得（個別帰属所得金額）の計算の例により計算します。（法 72 の 23 ほか）

※所得等課税事業における所得割の課税標準となる所得と同様の計算方法です。

付加価値額（小売電気事業等及び発電事業等）

付加価値割の課税標準となる付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（収益配分額）と各事業年度の単年度損益との合計によります。（法 72 の 14 ほか）

※外形課税対象法人（法 72 の 2 ①一イに掲げる法人）に課される付加価値割の課税標準となる付加割額と同様の計算方法です。

資本金等の額（小売電気事業等及び発電事業等）

資本割の課税標準となる資本金等の額は、原則として、法人税法第 2 条第 16 号に規定する資本金等の額又は同条 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額によります。

ただし、無償増資、無償減資等を行い地方税法第 72 条の 21 の規定に該当する場合は、調整後の金額となります。

また、資本金等の額に無償増資及び無償減資等の欠損填補による加算・控除を行った金額が、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合には、当該事業年度の資本金等の額は、事業年度終了の日における資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。（法 72 の 21 ほか）

（2）電気供給業以外の事業を併せて行う場合の計算方法

①原則

収入金額等課税事業（小売電気事業等及び発電事業等）、収入金額課税事業、所得等課税事業の事業部門ごとに区分計算してください。

各事業部門ごとにそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合計額によって申告してください。（通（県）3章4の9の9） ※様式例が 39 ページにあります。

なお、各事業部門に関する経理は区分して行ってください。（条例 19 条 2 項）

注 1) 発電を行うに際して、副産物として生じるものを販売等する場合には、当該販売等は所得等課税事業となります。

注 2) 電気供給業を行う法人が、需要者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合は、当該工事を行う事業は所得等課税事業となります。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比

して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである場合等は、当該工事に係る収入金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めても差し支えありません。（通（県）3章4の9の8）

収入割・所得割

損益計算書、所得の金額の計算に関する明細書（法人税申告書別表4）、法人事業税の加算・減算の各項目について各事業部門ごとに区分してください。また各事業部門に共通の収入・経費については、各事業部門の売上金額等最も妥当な基準により按分し、各事業の課税標準額となる所得金額又は欠損金額を計算してください。（通（県）3章4の9の5）

注1）本社の全体的経費（管理部門経費、役員報酬、利息等）は通常共通の経費として扱います。

注2）法人税申告書別表4の税務加減算と法人事業税の加算・減算については、損益計算書において専属又は共通とした区分に従って区分をしてください。

注3）最も妥当な按分基準として売上金額を用いる際に、一方の事業部門の売上金額に相当する収入が損益計算書上で売上高に計上されていない場合には（例：営業外収益に計上されているなど）、当該金額も売上金額に含めて按分計算を行ってください。

注4）按分基準に用いる数値は、税務加減算・修正申告・更正決定により変動する場合がありますので、ご注意ください（例：売上金額を按分基準に用いている場合に、修正申告において売上金額の税務加減算があった場合など）。

注5）一方の事業部門がマイナスとなる按分基準は、妥当とはいえません。

付加価値割

所得割の区分計算と同一の方法で各事業部門に区分した収益配分額及び単年度損益に基づいて、各事業の課税標準となる付加価値額を計算してください。

注1）付加価値額及び資本金等の計算書（第6号様式別表5の2）、報酬給与額に関する明細書（第6号様式別表5の3）、労働者派遣等に関する明細書（第6号様式別表5の3の2）、純支払利子に関する明細書（第6号様式別表5の4）、純支払賃借料に関する明細書（第6号様式別表5の5）は、所得等課税事業と収入金額等課税事業についてそれぞれ作成し、区分計算後の金額を記載してください。

資本金割

資本金等の額を各部門に係る従業者数により按分して各事業の資本金等の額を計算してください。（令20条の2の26）

注1）付加価値額及び資本金等の計算書（第6号様式別表5の2）は所得等課税事業と収入金額等課税事業についてそれぞれ作成してください。

注2）資本金割の従業者按分を行う場合の従業者数については次によります。（通（県）3章4の6の10）

◎従業者とは当該法人の事務所等に使用される役員、使用人（非常勤役員、契約社員、パート等名称

を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者のすべて)をいいます。

◎次の者はそれぞれ次の法人の従業者となります。

派遣労働者＝派遣先（派遣元の法人の業務にも従事するときは、派遣先・派遣元双方）

出向者＝出向先（出向元の法人の業務にも従事するときは、出向先・出向元双方）

◎病気欠勤者等連続して1月以上の期間にわたって勤務しない者は従業者に含めません。

◎従業者数は事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合は、事業年度開始の日から6か月を経過した日の前日）現在における各部門の従業者数をいいます。

◎分割基準の算定で用いられる、従業者数特有の計算（従業者数に著しい変動のある事務所における平均計算、資本金1億円以上の製造業における工場従事者の2分の1加算等）は行いません。

◎それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業又は収入金額等課税事業の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準によって按分してください。

②例外

従たる事業が軽微な場合

従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を計算して差し支えありません。

この場合、「軽微なもの」に該当するかはその実態に即して判断することになりますが、一般に従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点特に従たる事業が収入金額によって課税されている場合には当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して現に慎重に判断すべきであることとされています。（通（県）3章4の9の9）

(3) 二以上の都道府県に事務所又は事業所（事業所等）を設けて事業を行う場合

主たる事業の分割基準により課税標準額を分割してください。

主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち売上金額の最も大きいものを主たる事業としてください。これによりがたい場合は、従業員の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断のうえ主たる事業を判定してください。

(法 72 条の 48③、72 条の 48⑧、通(県) 3 章 9 の 11)

電気供給業の分割基準

(1) 発電事業等

課税標準の 4 分の 3・・・①事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額

課税標準の 4 分の 1・・・②事業所等の固定資産の価額

※①がない場合、課税標準の総額を②で分割します。

(2) 一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業

課税標準の 4 分の 3・・・①発電所に接続する電線路の電力の容量（キロワット）

課税標準の 4 分の 1・・・②事業所等の固定資産の価額

※①がない場合、課税標準の総額を②で分割します。

(3) 小売電気事業等

課税標準の 2 分の 1・・・事業所等の数

課税標準の 2 分の 1・・・従業者の数

◎電気供給業における分割基準については、次ページのフロー図もあわせてご参照ください。

電気供給業の分割基準である固定資産の価額とは

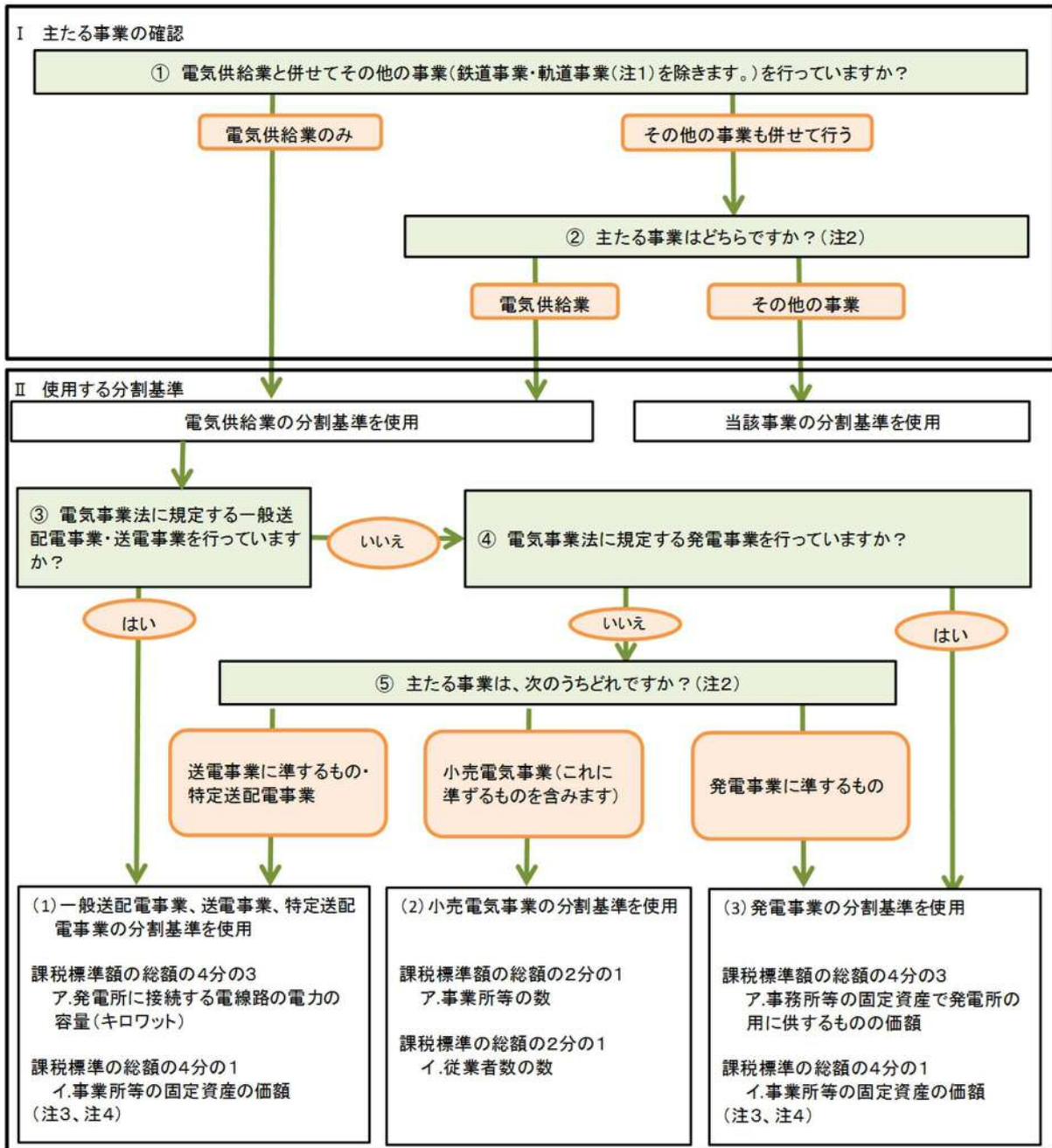
事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている、事務所又は事業所の土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度の終了の日において事業の用に供されているものを含みます。）の価額をいいます。（規則 6 の 2 の 2④、通(県) 3 章 9 の 7）

注) 事務所等ごとの固定資産の価額の区分が困難な場合は、総務大臣の承認を受けて、施設の種類ごとに地方税法施行規則に規定されている按分基準によって按分した価額を分割基準に用いることができます。（規則 6 の 2 の 2⑤）

電線路の電力の容量とは

電線路とは、事業所等の所在する都道府県において、発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第 2 条第 1 項第 18 号に規定する電気工作物をいいます。）と電氣的に接続している電線路であって、電圧が 66 キロボルト以上のものをいいます、電力の容量は事業年度終了の日現在の数値（キロワットで表した数値）を使用します。（規則 6 の 2②、通(県) 3 章 9 の 4、9 の 5）

◎電気供給業を行う法人の分割基準判定フロー



注1) 鉄道事業・軌道事業を行う法人について

◎鉄道事業・軌道事業のほか電気供給業等を行う場合、上記フロー図②により使用する分割基準を確認して下さい。

◎鉄道事業・軌道事業に係る部分についての分割基準は軌道のキロメートル数を使用します。

注2) 主たる事業の考え方については、8ページをご覧ください。

注3) イのみある場合は、課税標準の総額をイ.により按分してください(法第72の48③ニロ(2)、ハ(2))

注4) ア.及びイ.がない場合は、課税標準は按分せず、全額を本店所在地の都道府県に申告して下さい。

(4) 所得割の計算における繰越欠損金の控除について

① 欠損金額等の繰越控除

次のそれぞれの区分の所得割の課税標準である所得の計算においてそれぞれの区分について生じた欠損金額又は個別欠損金額（以下「欠損金額等」といいます。）の繰越控除を行うことができます。（法第72条の23①④、通（県）3章4の7の4）

	所得割の区分	第6号様式別表9の区分
ア	法第72条の2①三口に該当する法人の小売電気事業等及び発電事業等【収入金額等課税事業】（※1）に係る所得割の課税標準	「法第72条の2第1項第3号に掲げる事業」に○を付ける
イ	電気供給業以外の事業（法第72条の2①二に該当する事業及び非課税事業を除く。）【所得等課税事業】（※2）に係る所得割の課税標準	「法第72条の2第1項第1号に掲げる事業」に○を付ける

注) ア及びイの両方に該当する法人は、両方の所得割の課税標準をそれぞれ計算します。

※1 電気供給業以外の事業を併せて行っているが、当該事業が軽微な附帯事業であるとして、主たる事業である「小売電気事業等及び発電事業等」の課税方式に含めて課税している場合の電気供給業以外の事業も含まれます。

※2 「小売電気事業等及び発電事業等」が軽微な附帯事業であるとして、主たる事業である「電気供給業以外の事業（法72条の2①-2に該当する事業及び非課税事業を除きます。）」の課税方式に含めて課税している場合の「小売電気事業等及び発電事業等」を含まれます。

②欠損金の繰越控除に係る経過措置について

令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」といいます。）開始の日の前日を含む事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等を行っていた法人が、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得割の課税標準を算定する場合には、最初事業年度開始の日前10年以内に開始する各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る所得を、法人税の課税標準となる所得（個別所得金額）の計算の例により算定していたものとみなします。（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則6条②）

令和2年4月1日前に開始する事業年度においては、上記①アに係る所得割の課税はありませんが、この経過措置により、上記①アに係る所得割の課税標準の算定において繰越控除の対象となる欠損金額等が生じたものとみなすこととなります。

本経過措置により、令和2年4月1日以前の事業年度に係る繰越欠損金を控除する場合、過去事業年度における小売電気事業又は発電事業の繰越欠損金の計算の根拠（法人税法別表7など）となる資料を添付してください。

③第6号様式別表9などの提出について

- ・ 上記①の区分の別に作成して提出ください。該当する事業に応じて「第1号」「第3号」のいずれかを○で囲んでください。
- ・ 上記①の両方の区分に該当する場合は、第6号様式別表9を別々に作成してください。

3 申告書に添付する書類

法人県民税・事業税の中間・確定申告書（第6号様式、第6号様式（その2））

収入金額課税事業及び収入金額等課税事業を行う場合、所得等課税事業のみを行う一般的な法人が添付する書類以外に、次の書類の添付をお願いします。

- ① 収入金額に関する計算書（第6号様式別表6）
- ② 貸借対照表・損益計算書

（法72条の25⑩、⑪、⑫、72条の26④、規則4の6、4の7二、三、四）

※令和2年4月1日以後に終了する事業年度において、地方税法において貸借対照表及び損益計算書の添付義務がある法人が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）で行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書をe-TAXで提供したときは、法人事業税の申告においてもこれらの書類を提出したものとみなされます。（法72の25⑰、⑱、法72の26⑩、⑪）

- ③ 法人税別表4
- ④ 勘定科目内訳明細書（雑益、雑損失等の明細書）

所得等課税事業と収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行う場合

- ・区分計算書（様式例が39ページにあります。）

〈お願い〉

所得等課税事業等と収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち、複数の事業を併せて行っている場合は第6号様式別表5（所得金額に関する計算書）、第6号様式別表9（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）等の様式は、事業区分ごとに作成・提出してください。

法人名	整理番号	事務区分	管理番号	申請区分
	法人番号			
	事業年度	令和	年	月
		令和	年	月
				日から
				日まで

所得金額に関する計算書（法第72条の2第1項第1号第3号に掲げる事業）

第六号様式別表五
（提出用）

該当する事業区分を選択し、事業区分ごとに
作成・提出してください。

【お願い】

以下の場合にも、電気供給業又は所得等課税事業に係る売上金額などを確認させていただくため、次の書類を添付していただきますようご協力をお願いします。

・貸借対照表・損益計算書 ・法人税別表 4

- ◆電気供給業と所得等課税事業を併せて行う場合で、例外規定により収入金課税以外の方式で税額等を計算される場合
- ◆電気供給業を開始していない場合

電気供給業を行う法人が解散し、残余財産が確定した場合

残余財産の確定の日の属する事業年度について、電気供給業部門に係る収入割による課税はありません。(法 72 条の 29 第 3 項には収入割の申告が含まれていません。)

法人県民税・事業税の予定申告書 (第 6 号の 3 様式、第 6 号の 3 様式 (その 2))

所得等課税事業のみを行う一般的な法人が添付する書類以外は不要です。

注) 収入金額課税事業又は収入金額等を行う法人で事業年度が 6 月を超える法人は、法人事業税については、必ず中間申告納付をすることとなっています。(法 72 条の 26⑧ただし書き)

4 よくあるご質問

Q1 異動届

新しく電気供給業を開始しましたが、異動届は必要ですか？

A1 事業の変更は届出事項ですので、その旨の異動届出書を提出してください。

Q2 準備期間

電気供給業を行うために設立された法人ですが、発電施設の建設を行っているだけで、まだ、電気供給を開始していない事業年度の課税はどうなりますか？

A2 現に電気の供給を行っていない間は、法人事業税における「電気供給業」には該当しません。所得等課税事業として所得割（資本金1億円超の場合は、付加価値割及び資本割も含む。）により申告してください。

Q3 いろいろな電気供給業（小売電気事業者）

平成28年4月1日から電力の小売全面自由化が開始となりました。当社は経済産業大臣の登録を受けて一般家庭向けに電気を販売する小売電気事業者ですが、この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A3 該当します。地方税法における「電気供給業」とは、現に電気を供給する実態のある事業をいいます。

Q4 いろいろな電気供給業（電気事業法の届け出を要しない事業形態）

当社は発電設備が一定規模未満のため電気事業法の届け出が不要ですが、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A4 該当します。Q3と同じ理由です。

Q5 いろいろな電気供給業（子会社等への電気供給）

自社の工場で発電した電気の一部分を工場敷地内にある子会社に供給しています。この場合、法人事業税においては「電気供給業」に該当しますか？

A5 該当します。Q3と同じ理由です。

Q6 無人の設備

主たる事業が電気供給業である法人です。無人の発電設備のみが設置されていて、事務所又は事業所が存在しない県があります。この県にはどのように申告すべきでしょうか？

A6 法人事業税は、事務所又は事業所の所在する都道府県に対して納税義務があります。

無人の発電設備は事務所又は事業所に該当しませんので、当該設備のみが所在する県には申告義務はありません。

Q7 課税方式

電気供給業と所得等課税事業を併せて行っており、各事業部門ごとに区分計算して申告している場合、翌年度以降に従たる事業を主たる事業に比して軽微であるとして、主たる事業に含めて申告することができますか？

A7 各事業部門ごとに区分計算して課税標準額を算出し申告している場合、後続の事業年度においても区分計算による課税標準の算出による申告を継続する必要があります。

ただし、事業の縮小や組織再編成等により事業状況に大きな変化があった場合など、特別な事由がある場合にはこの限りではありません。

Q8 繰越欠損金

所得等課税事業と収入金額等課税事業を併せて行っている場合、所得等課税事業の所得割に係る繰越欠損金を控除できるのは所得等課税事業に区分された部分だけですか？

A8 そのとおりです。所得等課税事業に区分された欠損金額（又は個別欠損金額）のみを翌期以降の所得等課税事業に区分された所得金額から控除することができます。

令和2年4月1日以後開始事業年度において、小売電気事業等・発電事業等を行い期末の資本金の額が1億円以下の場合、収入割と所得割の合算により課税となりますが、小売電気事業等・発電事業等に係る所得金額から、所得等課税事業に係る繰越欠損金を控除することはできません。

Q9 消費税

消費税及び地方消費税について税込経理をしていた場合、課税標準となる収入金額は税込、税抜のどちらになりますか？

A9 課税標準となる収入金額から消費税及び地方消費税相当額を控除する必要があります。

ただし、消費税の免税事業者の売上等については、表示価格全体が消費者の支払うべき対価の額と解されることから、その金額によって収入金額を算定します。

5 参考条文

一部、言葉を省略しています。

■地方税法

(事業税の納税義務者等)

第72条の2 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

一 次号及び第3号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額

ロ 第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第6項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人をいう。第72条の32第2項第3号において同じ。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社をいう。第72条の32第2項第4号において同じ。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額

二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。第72条の48第3項第3号を除き、以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額

三 電気供給業のうち、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。)及び同項第14号に規定する発電事業(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第1号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

規則3条の14

(法人の事業税の課税標準)

第72条の12 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 付加価値割 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

(資本割の課税標準の算定の方法)

第72条の21 第72条の12第2号の各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第1号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第2号及び第3号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第1号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第3号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする。ただし、清算中の法人については、第4項に規定する場合を除き、当該額は、ないものとみなす。

(収入割の課税標準の算定の方法)

第72条の24の2 第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、電気供給業及びガス供給業にあつては、当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額その他^{政令}で定める収入金額を控除した金額による。
令22条

(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

第72条の25

1～3 ・・・略・・・

8 第72条の2第1項第1号イに掲げる法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。第10項において同じ。）その他の書類のうち^{総務省令}で定めるものを添付しなければならない。
規則4条の5

9 ・・・略・・・

10 第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額及び収入割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち^{総務省令}で定めるものを添付しなければならない。

規則4条の6

11 第72条の2第1項第3号イに掲げる法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額、収入割額、付加価値割額及び資本割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち^{総務省令}で定めるものを添付しなければならない。
規則4条の6の2

12 第72条の2第1項第3号ロに掲げる法人は、第1項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事

項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

規則4条の6の3

13~16 . . . 略 . . .

17 第1項の法人(第8項又は第10項から第12項までの規定の適用を受けるものに限る。次項において同じ。)が、法人税法第75条の3第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第75条の3第1項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第8項又は第10項から第12項までの規定により第1項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

規則4条の6の4

18 第1項の法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人(当該法人が連結親法人である場合には、当該法人)が、法人税法第81条の24の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第81条の24の2第1項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第8項又は第10項から第12項までの規定により第1項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第8項又は第10項から第12項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

規則4条の6の4

19 . . . 略 . . .

(事業年度の期間が6月を超える法人の中間申告納付)

第72条の26

1~3 . . . 略 . . .

4 第1項の場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度の開始の日から6月を経過した日の前日までの期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項ただし書の規定により申告納付する法人のうち、第72条の2第1項第1号イに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。以下この項において同じ。)その他の書類のうち総務省令で定めるものを、第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る所得に関する計算書を、同項第2号に掲げる事業を行う法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同項第3号イに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の

損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同号ロに掲げる法人にあつては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総務省令で定める。

規則4条の7

5～7・・・略・・・

8 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人又は当該事業年度開始の日の前日の属する連結事業年度の連結法人税個別帰属支払額（同法第71条第1項第1号に規定する連結法人税個別帰属支払額をいう。）を基準として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度の前事業年度の期間が連結事業年度に該当しない場合には、当該前事業年度の法人税の額を基準として政令で定めるところにより計算した金額）が10万円以下である連結法人若しくは当該金額がない連結法人は、第1項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、第72条の2第1項第1号イに掲げる法人、同項第2号に掲げる事業を行う法人又は同項第3号イ若しくはロに掲げる法人については、この限りでない。

9・・・略・・・

10 第1項に規定する法人（第72条の2第1項第1号イに掲げる法人、同項第2号に掲げる事業を行う法人並びに同項第3号イ及びロに掲げる法人に限る。次項において同じ。）が、法人税法第75条の3第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第75条の3第1項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて第4項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第4項の規定により第1項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第4項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

規則4条の7の2

11 第1項に規定する法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（当該法人が連結親法人である場合には、当該法人）が、法人税法第81条の24の2第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項の規定により法人税法第81条の24の2第1項の申告を行つた場合において、当該申告と併せて当該法人の第4項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第1項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第4項の規定により第1項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第4項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

規則4条の7の2

12 前各項の規定は、第72条の5第1項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び第72条の24の7第6項各号に掲げる法人並びに外国法人で第1項に規定する申告納付の期限内に、第72条の9第1項に規定する納税管理人を定めなくてこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるに至つたもの（当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前に既に第1項の規定により申告書を提出したもの又は同条第2項の認定を受けたものを除く。）については、適用しない。

13・・・略・・・

(中間申告を要する法人の確定申告納付)

第 72 条の 28 事業を行う法人は、第 72 条の 26 の規定に該当する場合においては、当該事業年度終了の日から 2 月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度に係る所得割等又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から同条の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第 5 項の規定によつて申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。・・・略・・・

2 第 72 条の 25 第 2 項から第 13 項まで、第 16 項及び第 19 項の規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3～4 ・・・略・・・

(分割法人の申告納付等)

第 72 条の 48 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人(以下この条において「分割法人」という。)は、第 72 条の 25、第 72 条の 26 (第 5 項を除く。)、第 72 条の 28 若しくは第 72 条の 29 の規定により事業税を申告納付し、又は第 72 条の 31 第 2 項若しくは第 3 項の規定により修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額(第 72 条の 24 の 7 第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年 400 万円(当該法人の当該事業年度が 1 年に満たない場合には、同条第 5 項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。))を超え 800 万円(当該法人の当該事業年度が 1 年に満たない場合には、同条第 5 項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。))以下のもの又は同条第 1 項第 2 号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年 400 万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年 400 万円以下の部分の金額及び年 400 万円を超える部分の金額に区分した金額とし、同項第 1 号又は第 3 号に掲げる法人で各事業年度の所得が年 800 万円を超えるものにあつては、当該事業年度の総額を年 400 万円以下の部分の金額、年 400 万円を超え年 800 万円以下の部分の金額及び年 800 万円を超える部分の金額に区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。)を分割基準により関係道府県に分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならない。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 ・・・略・・・

3 前 2 項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう

1 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所(以下この項から第 5 項までにおいて「事業所等」という。)の従業者の数に按分すること。

2 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること

イ 小売電気事業等 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ 電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号に規定する一般送配電事業(第 8 項第 1 号及び第 2 号において「一般送配電事業」という。)、同条第 1 項第 10 号に規定する送電事業(第 8 項第 1 号及び第 2 号におい

て「送電事業」という。)(これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。)及び同条第1項第12号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

規則6条の2

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。(2)において同じ。))と電氣的に接続している電線路(総務省令で定める要件に該当するものに限る。(2)及び次項第3号において同じ。))の電力の容量(キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。))に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 発電事業等 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2)に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

3~4・・・略・・・

5 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の2分の1に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準(以下この款において「分割基準」という。)の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

1 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値(当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値)の2分の1に相当する数値を加えた数値

2 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値(当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値)

3 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5~7・・・略・・・

8 分割法人が2以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が2以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

1 一般送配電事業又は送電事業と一般送配電事業及び送電事業以外の事業と併せて行う場合 第3項第2号ロに定める分割基準

2 発電事業(電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。)

と一般送配電事業、送電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第3項第2号ハに定める分割基準

3 前2号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業を併せて行うときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前2項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11~12 ・ ・ 略 ・ ・

(事業税の課税標準の特例)

法附則第9条

8 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第17条第1項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行う場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成12年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から当該電気の供給に係る収入金額のうち政令で定めるものを控除した金額による。

令附則6条の2

9~18 ・ ・ 略 ・ ・

19 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号)第55条の3第1項に規定する廃炉等実施認定事業者が電気事業法第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者又は同項第9号に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成29年4月1日から令和4年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

20 電気供給業を行う法人が、電気事業法第97条第1項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合における第72条の12第4号の各事業年度の収入金額は、平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第72条の24の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

21 特定吸収分割会社(電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)第1条による改正前の電気事業法第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者又は同項第4号に規定する卸電気事業者であつた者であつて、平成27年6月24日から令和2年4月1日までの間(以下この項において「特定期間」という。)に会社法第757条の規定により吸収分割をする同法第758条第1号に規定する吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(特定期間内に同法第757条の規定により特定吸収分割会社からその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社であつて、電気事業法第2条第2号に規定する小売電気事業、同項第8号に規定する一般送配電事業、同項第10号に規定

する送電事業又は同項第 14 号に規定する発電事業のいずれかを営む会社法第 757 条に規定する吸収分割承継会社（当該特定吸収分割会社はその設立の日から引き続き発行済株式の全部を有する株式会社に限る。）をいう。以下この項において同じ。）が、当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引（特定吸収分割会社はその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を 2 以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合には、それぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。）のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものを行う場合における第 72 条の 12 第 4 号の各事業年度の収入金額は、平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第 72 条の 24 の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

規則附則 2 条の 8

22 電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律第 2 条第 2 項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第 106 条第 1 項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第 2 条第 1 項第 15 号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第 72 条の 12 第 4 号の各事業年度の収入金額は、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第 72 条の 24 の 2 第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

規則附則 2 条の 9

■地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）

附則第 6 条

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第 72 条の 23 第 1 項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第 81 条の 18 第 1 項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前 10 年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第 72 条の 23 第 1 項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

■地方税法施行令

（特定内国法人の法の施行地外の事業に帰属する付加価値額の算定の方法）

令第 20 条の 2 の 20

1～2・・・略・・・

3 第 1 項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数は、当該特定内国法人の当該事業年度終了の日現在における事務所又は事業所の従業者の数（外国の事務所又は事業所を有しない

内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有することとなつた場合又は特定内国法人が事業年度の中途において外国の事務所又は事業所を有しないこととなつた場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における事務所又は事業所の従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。）によるものとする。

- 4 前項の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。
- 5 法第72条の26第1項ただし書又は第72条の48第2項ただし書の規定により申告納付をする特定内国法人に係る事務所又は事業所の従業者の数について第3項の規定を適用する場合には、当該特定内国法人の当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日までの期間を1事業年度とみなす。

（非課税事業等を行う法人の資本割の課税標準の算定）

令第20条の2の26 法第72条の2第1項第1号（その他の事業）又は第3号に掲げる事業（小売電気事業等、発電事業等）と同項第2号に掲げる事業（電気（小売発電除く）、ガス、保険）とを併せて行う内国法人に係る法第72条の21第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「減算した金額との合計額」とあるのは、「減算した金額との合計額に、当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所・・・略・・・の従業者（事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）のうち第72条の2第1項第1号（その他の事業）又は第3号に掲げる事業（小売電気事業等、発電事業等）に係る者の合計数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所・・・略・・・の従業者の合計数で除して計算した金額とする」とする。

2 第20条の2の20第3項から第5項までの規定は、前項の規定により読み替えられた法第72条の21第1項又は第2項の規定の適用がある場合における同条第1項又は第2項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。

3 事業税を課されない事業とその他の事業（法第72条の2第1項第1号及び第3号に掲げる事業に限る。以下この項において同じ。）とを併せて行う内国法人の資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第72条の21第6項又は第72条の22第1項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。）に当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち当該その他の事業に係る者の数を乗じて得た額を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した金額とする。

4 ・ ・ 略 ・ ・

5 第3項の内国法人又は前項の外国法人に係る法第72条の21第7項の規定の適用については、同項中「金額とする」とあるのは、「金額とし、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第20条の2の26第3項又は第4項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする」とする。

6 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。次項において同じ。）と同条第1項第3号に掲げる事業とを併せて行う内国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該内国法人の資本金等の額（法第72条の21第6項又は第72条の22第1項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とし、法第72条の21第7項の規定又は第3項の規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。）を当該内国法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

7 法第72条の2第1項第1号に掲げる事業と同項第3号に掲げる事業とを併せて行う外国法人のそれぞれの事業に係る資本割の課税標準は、当該外国法人の資本金等の額（法第72条の22第2項の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とし、法第72条の21第7項の規定又は第4項の

規定の適用があるときは、これらの規定を適用した後の金額とする。)を当該外国法人の恒久的施設の従業者のうちそれぞれの事業に係る者の数で按分して計算した金額とする。

- 8 第20条の2の20第3項から第5項までの規定は、第3項、第4項又は前2項の規定の適用がある場合における第3項及び第6項の事務所又は事業所並びに第4項及び前項の恒久的施設の従業者の数について準用する。

(法第72条の24の2第1項の収入金額の範囲)

令第22条 法第72条の24の2第1項に規定する

政令で定める収入金額は、次に掲げるものとする。

- 一 保険金
- 二 有価証券の売却による収入金額
- 三 不用品の売却による収入金額
- 四 受取利息及び受取配当金
- 五 電気供給業又はガス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。以下この条において同じ。)を行う法人がその事業に必要な施設を設けるため、電気又はガスの需要者その他その施設により便益を受ける者から収納する金額
- 六 電気供給業又はガス供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業又はガス供給業を行う法人から電気又はガスの供給を受けて供給を行う場合における当該供給を受けた電気又はガスに係る収入金額のうち当該他の法人から供給を受けた電気又はガスの料金として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
- 七 電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から非化石電源(非化石エネルギー源(エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項に規定する非化石エネルギー源をいう。)を利用する電源をいう。以下この号において同じ。)としての価値を有することを証するものとして総務省令で定めるものを購入した場合(電気事業法第97条第1項に規定する卸電力取引所を介して自らが販売を行ったものを購入した場合を含む。)であつて、非化石電源としての価値を有するものとして電気の供給を行う場合(総務省令で定める場合に限る。)における当該購入の対価として当該法人が支払うべき金額に相当する収入金額
- 八 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第36条の賦課金
- 九～十 …略…
- 十一 前各号に掲げる収入金額に類するものとして総務大臣が指定したもの ⇒29 ページ

規則附則4条の2の2

(法人の事業税の課税標準の特例)

令附則6条の2

- 1 …略…
- 2 法附則第9条第8項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が電気事業法第17条第1項に規定する託送供給に係る料金として法附則第9条第8項に規定する他の電気供給業を行う法人に対して支払うべき金額に相当する収入金額とする。
- 3 …略…
- 4 法附則第9条第16項の規定により読み替えて適用される同条第13項及び第14項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、これらの規定に規定する雇用者給与等支給額に、法第72条の2第1

項第1号イ又は第3号イに掲げる法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所(法第72条第5号ただし書に規定する外国法人にあつては、恒久的施設。以下この項において同じ。)の従業者(事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)のうち事業税を課されない事業及び法第72条の2第1項第2号に掲げる事業以外の事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額とする。

- 5 第20条の2の20第3項から第5項までの規定は、前項の規定の適用がある場合における同項の事務所又は事業所の従業者の数について準用する。
- 6 法附則第9条第19項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する廃炉等実施認定事業者が同項に規定する小売電気事業者又は同項に規定する一般送配電事業者から原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第55条の3第1項の規定による廃炉等積立金として積み立てる金銭として交付を受けるべき金額に相当する収入金額とする。
- 7 法附則第9条第20項に規定する政令で定める収入金額は、電気供給業を行う法人が、同項に規定する卸電力取引所を介して自らが供給を行つた電気の供給を受けて、当該電気の供給を行う場合において、当該法人が当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する収入金額とする。
- 8 法附則第9条第21項に規定する政令で定める収入金額は、特定吸収分割会社(同項に規定する特定吸収分割会社をいう。以下この項において同じ。)又は特定吸収分割承継会社(同条第21項に規定する特定吸収分割承継会社をいう。以下この項において同じ。)が同条第21項に規定する当該特定吸収分割会社と当該特定吸収分割承継会社との間で行う取引(特定吸収分割会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を2以上の特定吸収分割承継会社に承継させた場合にはそれぞれの特定吸収分割承継会社との間で行う取引を含む。)のうち同項に規定する総務省令で定めるもの(以下この項において「特定取引」という。)を行う場合において、当該特定吸収分割会社又は特定吸収分割承継会社が当該特定取引の相手方から支払を受けるべき金額に相当する収入金額とする。
- 9 法附則第9条第22項に規定する政令で定める収入金額は、同項に規定する一般送配電事業者が同項に規定する発電事業者に交付する同項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額及び同項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額に相当する収入金額とする。

■地方税法施行規則

(法第72条第2第1項第3号の事業)

- 規則第3条の14** 法第72条の2第1項第3号に規定する小売電気事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、他の者の需要に応じ電気を供給する事業(電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業(次項において「小売電気事業」という。)、同条第1項第8号に規定する一般送配電事業(次項及び第6条の2第1項において「一般送配電事業」という。)、同法第2条第1項第12号に規定する特定送配電事業(次項において「特定送配電事業」という。)、同条第1項第14号に規定する発電事業(次項において「発電事業」という。))及び次項に規定する事業に該当する部分を除く。)とする。
- 2 法第72条の2第1項第3号に規定する発電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物(電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。第6条の2第1項において同じ。)を用いて他の者の需要に応じて供給する電気を発電する事業(発電事業に該当する部分を除き、当該電気を発電する事業と併せて他の者の需要に応じ当該電気を供給する場合における当該供給を行う事業(小売電気事業、一般送配電事業及び特定送配電事業に該当する部分を除

く。)を含む。)とする。(政令第22条第7号の総務省令で定めるもの等)

規則第4条の2の2 政令第22条第7号の総務省令で定めるものは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律施行規則第3条第1項第2号に規定する非化石証書(非化石エネルギー源の利用に関する電気事業者の判断の基準(平成28年経済産業省告示第112号)1三に規定する非化石電源としての価値を有する電気として経済産業省が認定したものの量に係るものに限る。)とする。

2 政令第22条第7号に規定する総務省令で定める場合は、電気供給業を行う法人が同号の電気の供給に応じて前項に規定する非化石証書を使用する場合とする。

(法第72条の25第8項の申告書に添付する書類)

規則第4条の5 法第72条の25第8項に規定する書類は、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条から第4条の7までにおいて同じ。)の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。)
- 二 法第72条第5号ただし書に規定する外国法人(第4条の6の2及び第4条の7において同じ。)の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(法第72条の25第10項の申告書に添付する書類)

規則第4条の6 法第72条の25第10項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとする。)とする。

(法第72条の25第11項の申告書に添付する書類)

規則第4条の6の2 法第72条の25第11項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)とする。

- 一 当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。次号において同じ。)
- 二 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該事業年度の貸借対照表及び損益計算書

(法第72条の25第12項の申告書に添付する書類)

規則第4条の6の3 法第72条の25第12項に規定する書類は、当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書並びに貸借対照表及び損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法

人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。)

(法第 72 条の 25 第 17 項及び第 18 項の方法)

規則第 4 条の 6 の 4 法第 72 条の 25 第 17 項及び第 18 項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第 36 条の 3 の 2 第 3 項各号に掲げる方法とする。

(法第 72 条の 26 第 4 項の申告書に添付する書類)

規則第 4 条の 7 法第 72 条の 26 第 4 項に規定する書類は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 ・ ・ 略 ・ ・

二 法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる事業を行う法人 当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。)

三 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号イに掲げる法人 当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書並びに次に掲げるもの(当該次に掲げるものの作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したもの)

イ 当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるもの。ロにおいて同じ。)

ロ 外国法人の国内において行う事業又は国内にある資産に係る当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書

四 法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号ロに掲げる法人 当該事業年度開始の日から 6 月を経過した日の前日までの期間に係る収入金額及び所得に関する計算書並びに当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書(貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつてはこれらに準ずるものとし、貸借対照表又は損益計算書の作成を電磁的記録の作成をもつて行う法人にあつては当該電磁的記録を出力したものとす。)

(法第 72 条の 26 第 10 項及び第 11 項の方法)

規則第 4 条の 7 の 2 法第 72 条の 26 第 10 項及び第 11 項に規定する総務省令で定める方法は、法人税法施行規則第 36 条の 3 の 2 第 3 項各号に掲げる方法とする。

(法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号ロの事業等)

規則第 6 条の 2 法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号ロに規定する送電事業に準ずるものとして総務省令で定める事業は、自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する一般送配電事業者と同項第 4 号に規定する振替供給を行う事業(一般送配電事業及び同項第 10 号に規定する送電事業に該当する部分を除く。)とする。

2 法第 72 条の 48 第 3 項第 2 号ロ(1)に規定する総務省令で定める要件は、電圧 66 キロボルト以上の電線路であることとする。

(課税標準額の総額の分割基準である従業者及び固定資産の価額の定義等)

規則第6条の2の2 法第72条の48第3項及び法第72条の54第2項の従業者とは、俸給、給料、賃金、手当、賞与その他これらの性質を有する給与の支払を受けるべき者をいう。この場合において、当該事業の経営者である個人及びその親族又は同居人のうち当該事業に従事している者で給与の支払を受けない者は、給与の支払を受けるべきものとみなす。

2 法第72条の48第4項第1号ただし書に規定する資本金の額又は出資金の額が1億円以上の製造業を行う法人の工場とは、当該法人の行う主たる事業が次に掲げる事業であるものの物品の製造、加工又は組立て等生産に関する業務が行われている同条第3項第1号に規定する事業所等（第5項及び第6項において「事業所等」という。）とする。・・・略・・・

3 ・・・略・・・

4 法第72条の48第4項第3号の固定資産の価額の事業年度終了の日現在における数値とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産（建設仮勘定において経理されている固定資産のうち、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものを含む。）の価額とする。

5 電気供給業の事業所等ごとの固定資産の価額についてその区分が困難な場合において総務大臣の承認を受けたときは、前項に規定する当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている固定資産の価額を左の表（下の表）の上欄（左欄）に掲げる設備ごとに分別し、その分別された価格を下欄（右欄）に掲げる基準の各事業年度終了の日現在の数値により按分した額とすることができる。

(一) 発電設備	発電所の認可出力
(二) 送電設備	支持物基数
(三) 配電設備	支持物基数
(四) 変電設備	変電所の設備容量
(五) 業務設備	従業者数

6 前項の承認を受けようとする法人は、法第72条の25第1項、第72条の26第1項、第72条の28第1項及び第72条の29第1項の申告納付の期限前5日までに、事業所等ごとの固定資産の価額について、その区分が困難である旨の事由を記載した書類を総務大臣に提出しなければならない。

(法附則第9条第21項の取引)

規則附則第2条の8 法附則第9条第21項に規定する特定吸収分割会社と特定吸収分割承継会社との間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要なものとして総務省令で定めるものは、電気事業会計規則附則第4項に規定する特定分割取引であつて、かつ、当該取引に係る収益を同令附則第3項に規定する特定分割取引収益に整理することについて同項の承認を受けた取引とする。

(法附則第9条第22項の原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額等)

規則附則第2条の9 法附則第9条第22項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、賠償負担金相当金（電気事業法施行規則第45条の21の4第1項第3号に規定する賠償負担金相当金をいう。）の額とする。

2 法附則第9条第22項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額は、廃炉円滑化負担金相当金（電気事業法施行規則第45条の21の7第1項第3号に規定す

る廃炉円滑化負担金相当金をいう。)の額とする。

- 3 法附則第9条第22項に規定する発電事業者で総務省令で定めるものは、原子力発電事業者（電気事業法施行規則第45条の21の3第1項に規定する原子力発電事業者をいう。）とする。

■県税条例

(課税標準の区分経理)

条例第19条第2項 電気供給業、ガス供給業、保険業又は貿易保険業とその他の事業を併せて行う者で事業税の納税義務があるものは、それぞれの事業に係る事業税の課税標準である収入金額及び所得を区分して経理しなければならない。

■告示（地方税法施行令第22条第10号に規定する収入金額）

(昭和30年8月1日自治庁告示第29号)

地方税法施行令第22条第7号（現行第10号）の規定により、同条同号に規定する収入金額を次のように指定し、昭和30年7月1日の属する事業年度分の事業税から適用する。

- 1 損害賠償金
- 2 投資信託に係る収益分配金
- 3 株式手数料
- 4 社宅貸付料

(昭和34年11月7日自治庁告示第46号)

地方税法施行令第22条第7号（現行第10号）の規定により、同条同号に規定する収入金額を次のように指定する。

電気供給業を行う法人が、高压配電電圧を6000ボルトに昇圧することに伴い需要者の受電設備を新しく取り替える場合等において、当該需要者から収納する金額で次に掲げるもの

- 1 需要者の受電設備を新しく切り替える場合において、当該需要者から収納する旧受電設備の減価償却額に相当する金額
- 2 需要者が旧受電設備を引き渡しがたい場合において、当該需要者から収納する旧受電設備の引渡しにかえて収納する旧受電設備の価額に相当する金額
- 3 需要者の希望により技術的に改造の可能な旧受電設備の付帯設備を新たな設備に取り替える場合において、当該需要者から収納する新付帯設備の取替えに要する工事費と旧付帯設備の改造に要する工事費との差額に相当する金額

(昭和42年3月17日自治庁告示第55号)

地方税法施行令第22条第7号（現行第10号）の規定により、同条同号に規定する収入金額を次のように指定し、昭和42年3月31日の属する事業年度分の事業税から適用する。

原子力発電による電気供給業を行う法人が、原子力発電所の共同的研究に要する施設等の費用の分担金として、他の電気供給業を行う法人から収納する金額

(平成 23 年 8 月 10 日自治庁告示第 379 号)

地方税法施行令第 22 条第 9 号 (現行第 10 号) の規定により、同号に規定する収入金額を次のように指定し、公布の日の属する事業年度分の事業税から適用する。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法 (平成 23 年法律第 94 号) 第 38 条第 1 項に規定する原子力事業者 (同項第 1 号に掲げるものに限る。) が原子力損害賠償・廃炉等支援機構から収納する同法第 47 条第 1 項第 1 号に規定する特別資金援助に係る資金交付の額

■地方税法の施行に関する取扱について (道府県民税関係)

第 3 章 事業税

第 2 節 法人事業税

第 4 課税標準の算定

6 資本金等の額の算定

4の2の17 法附則第 9 条第 13 項及び第 14 項に規定する控除の要件については、原則として、法人税と同様の取扱いとされているものであるが、当該事業年度の所得が欠損である等の理由により法人税の特別控除を受けない法人についても、事業税においては、適用するものであること。また、連結法人については、単体法人ごとに適用するものであることに留意すること。ただし、継続雇用者給与等支給額、継続雇用者比較給与等支給額、国内設備投資額及び当期償却費総額については、単体法人の額又は連結親法人及びその各連結子法人の全体について計算した額のいずれかの場合に要件を満たしていれば足りるものであること。

非課税事業若しくは収入金額課税事業 (以下この章において「非課税事業等」という。)、法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる事業 (非課税事業を除く。以下この章において「所得等課税事業」という。) 又は同項第 3 号に掲げる事業 (以下この章において「収入金額等課税事業」という。) のうち複数の事業を併せて行う法人の付加価値割の課税標準はそれぞれの事業ごとに算定するものであり、法附則第 9 条第 13 項及び第 14 項 (これらの規定を第 15 項及び第 16 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。) の規定により控除する金額については、次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額によるものであること。(法附則 9 ⑬~⑯、令附則 6 の 2 ④・⑤)

(1) 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人

雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額を、雇用者給与等支給額のうちそれぞれの事業に係る額 (当該額の計算が困難であるときは、雇用者給与等支給額に、法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所 (外国法人にあっては、恒久的施設) の従業者 (事務所又は事業所に使用される者で賃金を支払われるものをいう。(3)において同じ。) のうちそれぞれの事業に係る者の数を当該法人の法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者の数で除して計算した割合を乗じて計算した金額) で按分したものに、それぞれの事業に係る雇用安定控除率を乗じて計算した金額

(2) 非課税事業等と所得等課税事業又は収入金額等課税事業とを併せて行う法人

法附則第 9 条第 16 項の規定により読み替えて適用される同条第 13 項又は第 14 項により計算した金額 (特定雇用者給与等支給額の計算が困難であるときは、令附則第 6 条の 2 第 4 項で定めるところにより計算した金額)

(3) 非課税事業等、所得等課税事業及び収入金額等課税事業を併せて行う法人

(2)と同様に計算した金額。この場合において、特定雇用者給与等支給額については、所得等課税事業と収入金額等課税事業のそれぞれの事業ごとに計算するものであり、その計算が困難であるときは、令附則第6条の2第4項で定めるところにより計算するものであるが、同項の非課税事業等以外の事業に係る者の数は、所得等課税事業と収入金額等課税事業のそれぞれの事業ごとの従業者数を用いるものであること。

なお、従業者数については、4の6の10の取扱いに準ずるものであること。

6 資本金等の額の算定

4の6の10 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の資本金等の額の按分の基準となる従業者数については、以下の取扱いによるものであること。(令20の2の26)

(1) 従業者とは、当該法人の事務所等に使用される役員又は使用人であり、原則として、当該法人から報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与を支払われるものをいうものであること。したがって、非常勤役員、契約社員、パートタイマー、アルバイト又は臨時雇いその他名称を問わず、原則として雇用関係又はこれに準ずる関係に基づき労務の提供を行う者の全てが含まれるものであること。

(2) 4の6の10(1)にかかわらず、次に掲げる者については、それぞれ次に掲げる法人の従業者として取り扱うものとする。

ア 派遣労働者等（イに掲げる者を除く。） 派遣先法人

イ 派遣元法人の業務にも従事する派遣労働者等 派遣先法人及び派遣元法人

ウ 法人（出向先法人）の業務に従事するため、他の法人（出向元法人）から出向している従業者（エに掲げる者を除く。） 当該法人

エ 法人（出向先法人）の業務に従事するため、他の法人（出向元法人）から出向している従業者で、当該他の法人の業務にも従事するもの 当該法人及び当該他の法人

オ 4の2の5なお書により注文者である法人との間の雇用関係又はこれに準ずる関係があると認められた仕事を請け負った法人の使用人 当該注文者である法人

(3) 4の6の10(1)及び(2)にかかわらず、次に掲げる者については、当該法人の従業者として取り扱わないものとする。

ア その勤務すべき施設が事務所等に該当しない場合の当該施設の従業者（例えば常時船舶の乗組員である者、現場作業所等の従業者）

イ 病欠欠勤者又は組合専従者等連続して1月以上の期間にわたってその本来勤務すべき事務所等に勤務しない者

(4) 従業者数は、事業年度終了の日（仮決算による中間申告の場合には、事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在におけるそれぞれの事業の従業者数をいうものであり、法第72条の48第4項第1号ただし書のような計算は行わないものであること。

ただし、次に掲げる場合には、当該事業年度に属する各月の末日現在における所得等課税事業又は収入金額等課税事業（以下(4)及び(6)において「所得等課税事業等」という。）の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。以下（4）において同じ。）を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における非課税事業等の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た

値で按分し、所得等課税事業等に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業等を行う法人が事業年度の中途において非課税事業等を開始した場合

イ 非課税事業等を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業等を開始した場合

ウ 非課税事業等と所得等課税事業等とを併せて行う法人が事業年度の中途において非課税事業等又は所得等課税事業等を廃止した場合

また、次に掲げる場合には、それぞれの事業について、当該事業年度に属する各月の末日現在における当該事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数を、当該得た数と当該事業年度に属する各月の末日現在における他方の事業の従業者数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数とを合計した数で除して得た値で按分し、それぞれの事業に係る資本金等の額とすること。

ア 所得等課税事業を行う法人が事業年度の中途において収入金額等課税事業を開始した場合

イ 収入金額等課税事業を行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業を開始した場合

ウ 所得等課税事業と収入金額等課税事業とを併せて行う法人が事業年度の中途において所得等課税事業又は収入金額等課税事業を廃止した場合

(5) (4)の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とすること。

(6) それぞれの事業に区分することが困難な従業者の数については、所得等課税事業等の付加価値額及び所得の算定に用いた最も妥当と認められる基準により按分するものとすること。

この場合において、それぞれの事業の従業者数についてその数に1人に満たない端数を生じた場合には、これを1人とするものであること。

7 所得の算定

4の7の4 法人の前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額及び法人の前10年以内に生じた法人税法第58条に規定する災害による棚卸資産又は固定資産の損失の金額に係る繰越欠損金額の取扱いについては、国の税務官署の取扱いに準ずるものであるが、次の諸点に留意すること。(法72の23①・④、平成30年改正法附則6⑨、令20の3・21・21の2)

(1) 個別欠損金額とは、個別帰属損金額が個別帰属益金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいい、法人税法第81条の18第1項に規定する個別欠損金額とは異なるものであること。(法72の23④)

(2) 各事業年度における欠損金額又は個別欠損金額の繰越控除が認められるもののうち、法人税において繰戻還付が行われている場合の繰越控除の計算は、その繰戻還付が行われなかったものとして計算するものであること。(令21①)

(3) 非課税事業等、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人の所得の算定上生じた欠損金額又は個別欠損金額で、各事業年度の所得等課税事業又は収入金額等課税事業(法第72条の2第1項3号ロに掲げる法人が行う事業に限る。)に係る所得の計算上繰越控除が認められる金額は、それぞれの事業について生じた欠損金額又は個別欠損金額に限るものであること。

・・略・・(ガス供給業関連)

また、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)附則第6条第2項の規定の適用を受ける法人にあつては、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額について、同項に規定する小売電気事業等又は発電事業等に係る部分と法第72条の2第1項第2号に規定する電気供給業に係る部分とを区分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定すべ

きであるが、区分が困難である場合には、前10年以内に生じた繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を、欠損金額又は個別欠損金額の生じた事業年度におけるそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準により按分して小売電気事業等又は発電事業等の繰越欠損金額又は繰越個別欠損金額を算定することが適当であること。(令和2年改正法附則6②)

(4)・・・略・・・

8 非課税事業を行う法人の付加価値額及び所得の算定

4の8の4 非課税事業、所得等課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の事業を併せて行う法人で共通経費等の区分の困難なものについては、便宜上これをそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分して算定するものとする。

また、その経理を区分することが困難であるものについては、それぞれの事業を通じて算定した付加価値額の総額又は所得の総額若しくは欠損金額若しくは個別欠損金額をそれぞれの事業の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分してそれぞれの事業に係る付加価値額又は所得を算定することが適当であること。

9 収入金額の算定

4の9の1 電気供給業及びガス供給業(法第72条の2第1項第2号に規定するガス供給業をいう。4の9の4及び4の9の7において同じ。)(以下「電気供給業等」という。)を行う法人が収入すべき金額とは、各事業年度において収入することが確定した金額でその事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいうものであること。この場合において、貸倒れが生じたとき又は値引きが行われたときは、その貸倒れとなった金額又は値引きされた金額をその貸倒れの生じた日又は値引きが行われた日の属する事業年度の収入金額から控除するものであること。(法72の24の2①)

4の9の2 電気供給業の課税標準とすべき収入金額とは、原則として、電気事業会計規則による収入(電気事業会計規則の適用がない場合には、これに準ずる方法により計算した収入)とし、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者であるか否かにかかわらず、定額電灯、従量電灯、大口電灯及びその他の電灯に係る電灯料収入、業務用電力、小口電力、大口電力、その他の電力及び他の電気事業者への供給料金に係る電力料収入(新エネルギー等電気相当量(電気事業会計規則別表第1に規定する新エネルギー等電気相当量をいう。4の9の6において同じ。))に係るものを含む。)、遅取加算料金、せん用料金、電球引換料、配線貸付料、諸機器貸付料及び受託運転収入、諸工料、水力又はかんがい用水販売代等の供給雑益に係る収入及び設備貸付料収入並びに事業税相当分の加算料金等原則として電気供給業の事業収入に係るすべての収入を含むものとする。

4の9の3 電気供給業を行う法人で自ら電源開発等の事業を行うため建設仮勘定を設け、これを別個に経理している場合において、当該建設仮勘定に供給した電力に係る収入金額はいわゆる自家消費であることにかんがみ収入金額に含めないものがあること。

4の9の4・・・略・・・

4の9の5 収入金額課税事業(電気供給業等に限る。以下4の9の5において同じ。)、収入金額等課税事業又は所得等課税事業のうち複数の事業を併せて行っている場合においては、もとより、課税標準の分割計算に基づく課税をなすべきであるが、この場合において各事業部門に共通する収入金額又は経費があるときは、これらの共通収入金額又は共通経費を各事業部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によって按分した額をもって各事業の収入金額、付加価値額又は所得を算定するものであること。

4の9の6 電気供給業を行う法人の事業によって収入すべき金額から控除される購入電力の料金に相当する収入金額は、他の電気供給業を行う法人から供給されたもの（新エネルギー等電気相当量に係るものを含み、電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者間の地帯間販売電力に係るものを含む。）に限るのであって、地方団体、自家発電を行う者、個人の供給業者等収入割を課されないものから供給を受けたものについては控除の対象とならないものであること。（令22-6）

4の9の7 ・・略・・

4の9の8 電気供給業等を行う法人が、需用者その他の注文によりその事業に関連する施設の工事を行う場合においては、当該工事を行う事業は所得等課税事業となるものであること。ただし、その事業の規模及び所得が主たる事業に比して些少であり、付加価値額又は所得を区分して算定することがかえってはんさである等の場合においては、当該工事により収納した金額から当該工事のため下請業者等に支出した金額を控除した金額を主たる事業の課税標準である収入金額に含めて課税することとしても差し支えないものであること。

4の9の9 一般に所得等課税事業、収入金額課税事業又は収入金額等課税事業のうち複数の部門の事業を併せて行う法人の納付すべき事業税額は、原則として事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額によるべきものであるが、従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、したがって従たる事業が主たる事業と兼ね併せて行われているというよりもむしろ主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合においては、事業部門毎に別々に課税標準額及び税額を算定しないで従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税して差し支えないものであること。

この場合において従たる事業のうち「軽微なもの」とは、一般に、従たる事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、売上金額など事業の経営規模の比較において従たる事業と同種の事業を行う他の事業者と課税の公平性を欠くことにならないものをいい、この点、特に従たる事業が収入金額によって課税されている事業である場合には、当該事業を取り巻く環境変化に十分留意しつつ、その実態に即して厳に慎重に判断すべきであること。

なお、「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいうのであるが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業をも含めて解することが適当であること。

第6 申告納付並びに更正及び決定

6の9 法人税法第71条第1項ただし書若しくは第144条の3第1項ただし書の規定により法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人（法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）及び収入金額課税法人（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業を行う法人並びに同項第3号イ及びロに掲げる法人をいう。以下この章において同じ。）を除き、事業税においても中間申告書の提出を要しないものであること。この結果、当該法人税の中間申告書の提出を要しない法人は、外形対象法人及び収入金額課税法人を除き、住民税及び事業税のいずれについても中間申告書の提出を要しないこととなるものであること。（法72の26⑧・⑨）

6の15 清算中の外形対象法人及び法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人の申告納付については、次の諸点に留意すること。

(1) 清算中の外形対象法人及び法第72条の2第1項第3号イに掲げる法人については、法第72条の21第1項の規定により資本金等の額はないものとみなされることから、資本割を申告納付することは要し

ないものであること。(法 72 の 21①ただし書・72 の 29①)

ただし、連結子法人が事業年度の中途において解散した場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）については、当該解散の日において事業年度が区切れないことから、連結事業年度開始の日から解散の日までの期間については、資本割を課すものであること。

(2) 残余財産の確定の日の属する事業年度については、付加価値割を申告納付することは要しないものであること。(法 72 の 29③・④)

第9 2以上の道府県において行う事業に係る課税標準の分割

9の4 電気供給業を行う法第72条の48第1項に規定する分割法人の分割基準に関し、同条第3項第2号ロ(1)の電線路とは、事業所等の所在する道府県において発電所（他の者が維持し、及び運用する発電所を含む。以下9の4において同じ。）の発電用の電気工作物（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物をいう。）と電氣的に接続している電線路（専ら通信の用に供するものを除く。以下9の4及び9の5において同じ。）であって、当該分割法人が維持し、及び運用するもののうち、電気学会電気規格調査会標準規格J E C - 0 2 2 2に定める電線路の公称電圧が66キロボルト以上のものであり、かつ、当該発電所が発電を行う場合においてその発電した電気を基幹系統側（基幹系統を通じて送電ネットワークへ向けて送電する側）に送電するために設けられた電線路をいうものであること。(法72の48③-2ロ(1)、規則6の2②)

9の5 法第72条の48第3項第2号ロ(1)の電線路の電力の容量については、次により取り扱うものであること。(法72の48③-2ロ(1))

(1) 電線路の性能を示した容量を用いるものであり、運用上の容量を用いるものではないこと。

(2) 連続的に送電できる電力の容量とするものであること。なお、同一の電線路について、その電力の容量が時期により異なるものとされている場合には、電力の容量が最大となる時期における電力の容量とするものであること。

(3) 電力の容量が異なる区間がある電線路については、発電所から受電する部分における電力の容量とするものであること。

9の7 法第72条の48第4項第3号に規定する事業年度終了の日現在における固定資産の価額とは、当該事業年度終了の日において貸借対照表に記載されている土地、家屋及び家屋以外の減価償却が可能な有形固定資産の価額をいうものであること。したがって、建設仮勘定により経理されている固定資産であっても、当該事業年度終了の日において事業の用に供されているものは含まれるものであり、無形固定資産及び貸借対照表に記載されていないものについては分割基準に含まないものであることに留意すること。

(法72の48④、規則6の2の2④)

9の11 法第72条の48第8項の主たる事業の判定に当たっては、それぞれの事業のうち、売上金額の最も大きいものを主たる事業とし、これによりがたい場合には、従業者の配置、施設の状況等により企業活動の実態を総合的に判断するものであること。

■電気事業法

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 小売供給 一般の需要に応じ電気を供給することをいう。
- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 三 ・ ・ 略 ・ ・
- 四 振替供給 他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に、その受電した電気の量に相当する量の電気を供給することをいう。
- 五 接続供給 次に掲げるものをいう。
 - イ 小売供給を行う事業を営む他の者から受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者のその小売供給を行う事業の用に供するための電気の量に相当する量の電気を供給すること。
 - ロ 電気事業の用に供する発電用の電気工作物以外の発電用の電気工作物(以下このロにおいて「非電気事業用電気工作物」という。)を維持し、及び運用する他の者から当該非電気事業用電気工作物(当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物を含む。)の発電に係る電気を受電した者が、同時に、その受電した場所以外の場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給すること(当該他の者又は当該他の者と経済産業省令で定める密接な関係を有する者の需要に応ずるものに限る。)
- 六 託送供給 振替供給及び接続供給をいう。
- 七 電力量調整供給 次にイ又はロに掲げる者に該当する他の者から、当該イ又はロに定める電気を受電した者が、同時に、その受電した場所において、当該他の者に対して、当該他の者があらかじめ申し出た量の電気を供給することをいう。
 - イ 発電用の電気工作物を維持し、及び運用する者 当該発電用の電気工作物の発電に係る電気
 - ロ 特定卸供給（小売供給を行う事業を営む者に対する当該小売供給を行う事業の用に供するための電気の供給であつて、電気事業の効率的な運営を確保するため特に必要なものとして経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。以下このロにおいて同じ。）を行う事業を営む者 特定卸供給に係る電気（イに掲げる者にあつては、イに定める電気を除く。）
- 八 一般送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給及び電力量調整供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいい、当該送電用及び配電用の電気工作物により次に掲げる小売供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）を含むものとする。
 - イ その供給区域（離島（その区域内において自らが維持し、及び運用する電線路が自らが維持し、及び運用する主要な電線路と電氣的に接続されていない離島として経済産業省令で定めるものに限る。ロ及び第21条第3項第1号において単に「離島」という。）を除く。）における一般の需要（小売電気事業者又は登録特定送配電事業者（第27条の19第1項に規定する登録特定送配電事業者をいう。）から小売供給を受けているものを除く。ロにおいて同じ。）に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「最終保障供給」という。）
 - ロ その供給区域内に離島がある場合において、当該離島における一般の需要に応ずる電気の供給を保障するための電気の供給（以下「離島供給」という。）

九・・・略・・・

十 送電事業 自らが維持し、及び運用する送電用の電気工作物により一般送配電事業者に振替供給を行う事業（一般送配電事業に該当する部分を除く。）であつて、その事業の用に供する送電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十一・・・略・・・

十二 特定送配電事業 自らが維持し、及び運用する送電用及び配電用の電気工作物により特定の供給地点において小売供給又は小売電気事業若しくは一般送配電事業を営む他の者にその小売電気事業若しくは一般送配電事業の用に供するための電気に係る託送供給を行う事業（発電事業に該当する部分を除く。）をいう。

十三・・・略・・・

十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。

十五～十七・・・略・・・

十八 電気工作物 発電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

（託送供給義務等）

第17条 一般送配電事業者は、正当な理由がなければ、その供給区域における託送供給（振替供給にあつては、小売電気事業、一般送配電事業若しくは特定送配電事業の用に供するための電気又は第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給に係る電気に係るものであつて、経済産業省令で定めるものに限る。次条第1項において同じ。）を拒んではならない

収入金額等課税事業(小売電気事業等・発電事業等)と所得等課税事業を併せて行う場合の区分計算様式例

法人名		事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
-----	--	------	---------	---------

売上高総額	第1号事業(A)	第3号事業(B)	A	=	あん分率 (C)
			売上高総額		

《損益計算書》

区 分 科 目	総 額	左の額の内訳						
		所得等課税分(第1号事業)			収入金額等課税分(第3号事業)			共通分(D)
		専属分	共通分を按分 a (D) × (C)	計	専属分	共通分を按分 b (D) - a	計	
【売上高】								
電気売上金額								
その他事業売上高								
【売上原価】								
仕入高								
売上総利益								
【販売費及び一般管理費】								
役員報酬								
給与・手当								
賞与								
地代家賃								
減価償却費								
修繕費								
水道光熱費								
雑費								
営業利益								
【営業外収益】								
受取利息								
雑収入								
【営業外費用】								
支払利息								
経常利益								
【特別利益】								
固定資産売却益								
【特別損失】								
固定資産売却損								
税引前当期純利益								
法人税、住民税 及び事業税								
当期純利益								

※売上金額を按分の基準とする場合の計算様式

税務加減算 (法人税別表4)	【税務加算】						
	納税充当金						
	【税務減算】						
	納税充当金から 支出した事業税						
	法人税所得金額						

所得金額 (第6号様式別表5)	【事業税加算】						
	【事業税減算】						
	繰越欠損金額等 の当期控除額						
	差引計						

第6号様式別表5(第1号に掲げる事業)⑥へ

第6号様式別表5(第3号に掲げる事業)⑥へ